

事務局	
1	本日の委員会は、10時開始を予定しております。 なお本日の委員会は、約2時間を予定しております。 この後、9時53分ごろより開会前ではございますが、連絡事項をご案内いたします。
2	事務局の中村でございます。よろしくお願いいたします。 傍聴の皆様にご案内いたします。 議事の進行を円滑におこなうため、開会前ではございますが、ご案内を先に申し上げます。
3	報道関係者の方につきましては、委員長より写真撮影に関する案内がございますので、それまではお席でお待ちください。
4	なお、写真の撮影場所は、報道関係者席前方のポール内をお願いします。 一般傍聴者席を撮影することは、ご遠慮ください。
5	また、事務局より写真撮影終了の案内がございましたら、報道関係者の方はお席にお戻りください。
6	第1部終了時、委員の皆様へ、ご質問がある報道関係者の方につきましては、質疑応答の時間を設けます。
7	時間につきましては、15分程度を予定しております。
8	質疑応答の間に、報道関係者の方で写真撮影をされる場合も、報道関係者席前方のポール内をお願いします。
9	すべての傍聴の皆様におかれましては、傍聴のみとなっております。
10	会議中の発言は認めておりません。 チラシ等の配布も認めておりませんので、ご了承をお願いします。

事務局	
11	また会議中の電子機器・パソコン等のご使用は、できませんのでご協力をお願いします。
12	公開方法といたしまして、傍聴要領が定められておりますので、事前にご確認をお願いします。
13	委員の皆様は、本職をお持ちの中、委員をお引き受けいただいております。 勤務先へ個別の連絡は、お控えくださいますようお願いいたします。 それでは開会まで、もうしばらくお待ちください。
吉野委員長	
14	それでは定刻の午前 10 時になりましたので、只今から第 8 回桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会を開催いたします。
15	皆様、本日もお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。
16	初めに、事務局から連絡事項がございますので、その間ですけれども、報道機関の皆様の写真撮影などを許可いたします。
17	なお、撮影は指定された場所をお願いいたします。では、事務局からよろしくをお願いいたします。
事務局	
18	事務局の荒川でございます。よろしくをお願いいたします。
19	では、委員の皆様にお配りした配布資料についてご案内いたします。まず、はじめに次第・出席者名簿・座席表がございます。
20	次に、前回までの第三者委員会で要請のございました資料について、資料番号・資料一覧表に沿ってご案内いたします。
21	こちらにつきましては、傍聴の皆様にも配布している資料になります。お手元がない場合は、後方に控えております事務局係員にお知らせください。

事務局	
22	<p>では、第1部配布の資料をご案内いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料番号 8-8 改 相談受付票 ・資料番号 9-4-3-2 保護申請や開始が増えた要因についての追加資料 ・資料番号 10-1-3-2 改 生活保護行政を適正に運営するための手引について ・資料番号 10-1-3-3 改 生活保護法施行事務監査の実施について ・資料番号 11-1-6 改 生活保護費支給マニュアル ・資料番号 14-1-5 特別監査に対する改善状況報告表 (令和7年2月28日現在) ・資料番号 15-2 改 第三者委員会が行った事実聴取結果 ・資料番号 15-3 第三者委員会へ寄せられた情報提供の概要
23	配布資料は以上になります。
24	<p>資料の一部は、事前に委員の皆様にお渡しさせていただいたものと同じでございます。</p> <p>お手元の資料に不備等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。皆様のお手元にありますでしょうか。</p>
委員一同	
25	はい、大丈夫です。
事務局	
26	<p>それでは、本日の委員会に出席された委員の皆様につきましては、お手元に出席者名簿を配付してございますので、ご確認をいただきたいと思います。</p>
27	<p>続きまして、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例第6条第2項によりまして、委員総数の半数以上の出席をもって成立するとしておりますが、本日は現時点で4名中4名の方がご出席でございます。本委員会は成立してございます。</p>
28	<p>また、公開方法としまして、傍聴要領が定められておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>

事務局	
29	只今より会議終了まで報道関係者の方も、撮影・録音はできませんので よろしく願いいたします。
30	第1部配布資料につきましては、ホームページ上で現在ご確認をいた だけます。
31	また、本日の議事録は閉会後に準備が整い次第、桐生市のホームペー ジでご確認いただけます。
吉野委員長	
32	はい、ありがとうございました。それでは議事に移りたいと思います。 ここまでで撮影は終わりにしてください。
33	本日の議事ですけれども、第2部の非公開の場がございます。 本日、報告書の案という審議するものがございまして、これはちょっと 中身に個人情報に当たる部分が、まだちょっと紛れている可能性がある というようなことありまして、報告書として確定させる作業につきま しては、非公開の場で審議をさせていただくことになります。 この点はご了承ください。
34	では、まず提出されました資料、これに基づきまして進めたいと思いま す。最初に資料番号8-8改ですかね、相談受付票ですが、これは福祉課 から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。
保護係長	
35	保護係長の佐藤と申します。それでは説明させていただきます。 8-8改 相談受付票につきましてご説明いたします。 裏面をご覧ください。上段右の「保有資産」に確認漏れを防ぐため、「そ の他貴金属等」の欄を追加しました。
36	その下の「受診医療機関名」に、通院移送費の案内を的確に行うため、 「通院方法」の記載欄を追加しました。 下段の「CW確認」欄の部分に、新庁舎に移転し、オープンスペースと なり、相談室での面談を基本としたことから、「相談室への案内」のチェ ック欄を追加しました。

<p>保護係長 37</p>	<p>今回の変更に合わせて、第5回第三者委員会での指摘などを踏まえ、最後の部分に面接相談で、強い口調や指導を行っていないか確認する「受付姿勢確認（強い口調や指導を行っていないか）」のチェック欄を追加しました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>吉野委員長 38</p>	<p>はい、ありがとうございました。只今の説明にありましたけれども、改変部があるということでした。これに関しまして、委員の皆さんから何かご意見などございますか。</p>
<p>小竹副委員長 39</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>吉野委員長 40</p>	<p>じゃあお願いします。</p>
<p>小竹副委員長 41</p>	<p>すいません、追加でちょっとお願いしたいのですけれども、ケースワーカーの確認欄のところで、できれば何時から何時という、そういう記述もメモとして残しておいた方がいいのかなと思いました。ちょっと今気づいたものですから、お伝えできてなくてすいません。相談の時間が長ければいいとか、短ければ悪いという話ではないと思うのですけれども、きちんと時間をかけてやったんだねとか、後で見直したときにわかるような処理にしていただければと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>吉野委員長 42</p>	<p>いかがでしょうか。</p>
<p>福祉課長 43</p>	<p>はい、そうしましたら、そういった点も含めまして、随時改正をしていきたいと思えます。</p>
<p>吉野委員長 44</p>	<p>はい、お願いいたします。</p> <p>その他はよろしいですか。</p> <p>こういった書式についてはですね、日々改善することが出てくると思えますので、今の委員などの指摘も踏まえまして、よりよいものになるように、ぜひ検討を続けていただけたらというふうに思います。</p>

吉野委員長	
45	<p>それでは、資料 8-8 改はここまでにさせていただきます。続きまして、資料番号 9-4-3-2 ということで、令和 6 年度になってから保護申請や開始が増えた要因についての追加資料ということになります。</p> <p>こちらについても、福祉課から説明をお願いいたします。</p>
保護係長	
46	<p>9-4-3-2 保護申請や開始が増えた要因についての追加資料につきましては、前回の第三者委員会で、ご指摘をいただいた追加資料になっております。上段の表は「その他」部分の内訳を新たに記載しました。</p>
47	<p>令和 5 年 4 月から 10 月まで、「その他」15 件の内訳は、預貯金等の減少 14 件、仕送り減少 1 件です。令和 6 年 4 月から 10 月までの「その他」の 53 件の内訳は世帯分離 3 件、預貯金等の減少 35 件、仕送り減少が 8 件、居所がない者の施設入所 5 件、社会保障給付金の喪失 1 件、世帯員増 1 件です。</p>
48	<p>次に下段の表をご覧ください。</p> <p>就労収入減の部分年齢構成別に記載しました。令和 5 年 4 月から 10 月までは 60 代、70 代の各 1 件、令和 6 年 4 月から 10 月までは定年・失業の 70 代が 5 件と最も多く、その他の全体はほぼ同数となっております。説明は以上でございます。</p>
49	<p>はい、ありがとうございました。この資料につきまして、委員の皆様の方から何かございますか。</p>
川原委員	
50	<p>はい。今回 80 件増えたという部分で詳細のデータありがとうございます。データとして、例えば上段で預貯金等の減少が 14 件から 35 件で 21 件増えた、そして下段で、定年・失業が 2 件から 17 件で 15 件増えているという中で、定年・失業については、高齢者だけではなくて若年層から各世代でそれぞれ増加しているという状況があります。データではこういった形でお示しいただいたのですが、さらに、このデータをもってどのように分析され、そして預貯金等の減少の件数がこんなに増えたのか、そして定年・失業の件数がこんなに増えたのかという分析はされていると思うので、その辺の見解をいただければと思います。</p>

吉野委員長	
51	はい。いかがでしょうか。
福祉課長	
52	福祉課長の小山です。前段として、丁寧な対応をしているというところで、内容を聞き取り、状況を把握する中で、全般的に件数が増えたという所があるかと思えます。定年・失業、預貯金等の減少が増えているという部分に関しましては、やはり物価高騰の影響が大きいというふうには考えております。以上です。
川原委員	
53	はい、物価高騰の影響もあるという部分もあるかと思うんですけども、令和5年度であったならば、開始に至らなかったものが今年度丁寧な対応という中で、開始が増えているというのも相当数あるということよろしいでしょうか。 はい、わかりました。
吉野委員長	
54	他に委員の皆さんの方から、どうでしょうか。 はい、お願いします。
新木委員	
55	はい。定年・失業のところですね、20代、30代、40代、いわゆる稼働年齢層というのですかね、そういった人たちがこれだけの数いるわけですけど、これの原因というものを分析しておりますか。
吉野委員長	
56	はい、いかがでしょうか。
福祉課長	
57	はい。原因ということの分析までは、現時点ではできていない状況です。特に、どこかで事業所が閉まって、大量に辞めたとかそういうようなことはなく、それぞれ個々での事情での失業というような状況になっておりますので、一定の若い方に傾向があるかというようなところは確認ができていない状況です。以上です。
新木委員	
58	やはりですね、いわゆる稼働年齢者の方たちが、どういった理由で就労収入が減っているのかというものは、非常に重要な課題だと思うんですよね。

新木委員	
59	それについて、もう少し検討してもらいたいなということと、それから先ほどですね、係長さんの話の中から、もしくは課長さんの話から丁寧な対応で 80 件増えたという話をちょっとしたと思うのですが、これ今までと比べるとどういうふうに違ったのか、丁寧になったというのか、その辺がわかりましたら、教えてもらいたいのでお願いします。
吉野委員長	
60	いかがでしょうか。
福祉課長	
61	はい。まずはしおりを使った説明ということと、あと受付票をご本人が書いてない部分も、完全に聞き取るということを徹底しているというところで、状況も把握しやすくなっているということがあるかと思います。
吉野委員長	
62	はい、他に大丈夫ですか。
	それぞれの委員から今指摘があったと思いますけれども、まず前回の話では、たまたま件数が増えた要因の一つとして、外部の市外の施設が閉鎖になって、そして桐生市内にある施設の方で、多人数の方を引き受けたような事情があったということで、それが 11 名ほどいますという、11 名の中にありますというお話がありました。
63	それ以外にも増えている要因があるのではないかというのが、こちら側の質問の意図だったわけですがけれども、これを見ますと、経済的な窮迫状況というものについての把握が、きちんとされるようになったのではないかと、こういうところが今のお話であったのだと思います。
64	また、稼働年齢層の失業、あるいは定年を迎えるということはあるわけですがけれども、昨年同期と比べたときには何と言いますか、これは多分有意な数字の変動があるというふうに、分析することにはなると思います。
65	これは裏を返すと、稼働年齢層が保護決定になっていますので、ここから先、生活保護法に基づいた自立の支援ですかね、こちらの方が大変重要になってくるんだろうというふうに思います。

吉野委員長 66	その方が抱えている課題がいろいろあると思いますので、そのあたりも丁寧ですね、把握をされて、就労支援、稼働能力の活用の支援や、その他の支援について検討していただければと思います。
67 川原委員	9-4-3-2 ですが、このあたりでよろしいですか。
68	これに関連してなんですけども、これ10月までの数字で、11月以降今日までもやはり増加傾向というのは、同様に進んでいるということでしょうか。
福祉課長 69	はい。前年度に比較しても増えている状況というのはございます。
川原委員 70	はい。前回の委員会でもお話させていただいて、これだけ増えているとケースワーカーを含めて、相当職員の負担が大きいと思うのですね。この間、増員も図られていなかったような印象がありまして、今の時期ですと、これから4月に向けての人員増を含めた体制整備というのが、これから発表になるので言えない部分もあるかと思いますが、その辺これだけ増えている中で、体制強化に向けての検討は、言える範囲でいいのですが、どのような形で考えていらっしゃるかなということですが、お願いします。
吉野委員長 71	総務部長お願いします。
総務部長 72	総務部長の青木です。今、人事のいろんな作業をやっている最中ですが、この間、保健福祉部とはかなり綿密にヒアリングをさせてもらっています。単に増やすだけじゃなくて、やっぱりどういう体制がいいかということを含めて、一緒に考えているのですね。 できれば、私どもは福祉課のケースワーカーのところは、増員をさせたいという考え方で作業をしております。以上です。
川原委員 73	今後、公表されてくる時期になってくると思いますので、ご期待しております。ありがとうございます。

吉野委員長	
74	<p>それではこの資料の関係ですけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>では、引き続きまして、資料番号でいきますと 10-1-3-2 改める、改ということですね、生活保護行政を適正に運営するための手引について、こちらですけれども、福祉課から説明をお願いいたします。</p>
福祉課長	
75	<p>はい、それでは、この資料について説明させていただきます。</p> <p>第 4 回会議にて提出いたしました資料番号 10-1-3-2 生活保護行政を適正に運営するための手引についてですけれども、こちらにつきましては、改正を反映したものが書籍にしかなく、著作権について確認が取れないため、当初の通知を提出しておりました。</p>
76	<p>今回、著作権について確認が取れましたので、新たに資料として提出するものです。なお、第 4 回会議でこの資料をもとに説明した箇所について内容の変更はございません。以上になります。</p>
吉野委員長	
77	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>そうすると今ホームページ上に掲載されている元々の 10-1-3-2 というのが平成 18 年当時のもので、正しくはこちらを参照してほしいということになりますかね。</p>
福祉課長	
78	<p>はい。その通りでございます。</p>
吉野委員長	
79	<p>これは法令の関係ですので、皆さんよろしいですかね。</p> <p>では、そのようをお願いをいたします。</p> <p>では続いて、資料番号 10-1-3-3、これも改というのがついています。生活保護法施行事務監査の実施についてということですが、これも福祉課からお願いいたします。</p>
福祉課長	
80	<p>それでは資料番号 10-1-3-3 改 生活保護法施行事務監査の実施についてですけれども、こちらの資料につきましても、第 4 回会議にてすでに提出しているものでございますけれども、その際提出した資料には、改正後の、内容は改正後のものが反映しておりましたが、改正日付がなく、わかりづらいものであったため、今回改正日や最新の改正の新旧対照表が掲載された資料を提出いたします。</p>

福祉課長	
81	なお、こちらの資料につきましても、第4回会議にて説明した内容の変更はございません。以上です。
吉野委員長	
82	はい。こちらについても資料の変更ではありますが、実質的には内容は変わっていないということです。委員の皆様、よろしいですか。
川原委員	
83	関連して、新聞報道等ですと先月2月の4日から7日に、厚生労働省の監査が入られたということがありました。この監査の主眼といいますか、この実施要綱に基づいたものなのか、それとも、特別な主眼を持って監査に入られたのか、そして4日間ですから、かなり長い監査だったと思うのですが、通常そのあとに講評等もあろうかと思えますし、そのあと結果の公表となるんですけれども、今ここでお話できる範囲内で説明いただければと思うんですが。
吉野委員長	
84	いかがでしょうか。
福祉課長	
85	はい、基本的にはこの実施要綱に基づいた監査という形で、一般監査という形となっております。 ただ、主眼の中に群馬県の特別監査に対する改善状況の確認というのも含まれていたという形となります。結果につきましては、現時点ではまだいただいておりません。また、具体的な予定ということも、こちらの方は分かっていないという現状です。以上です。
川原委員	
86	通常ですと、監査の直後に講評があるんですけども、それは今回なかったということで、よろしかったですかね。
福祉課長	
87	はい。今回、講評はございません。
川原委員	
88	今後講評があるということで、まだそのスケジュール感は把握されてないと。はい、わかりました。

吉野委員長	
89	よろしいですか。他にこの資料の関係で、委員の皆さん方からございますか。大丈夫ですか。
90	それでは、この監査の関係の資料ですかね、こちらについては以上とさせていただきます。続いて、資料番号 11-1-6 改 生活保護費支給マニュアル、こちらですね、お願いいたします。
保護係長	
91	はい。11-1-6-2 生活保護費支給マニュアル改につきまして、ご説明いたします。赤字の部分が修正部分となっております。
	1 ページ「1 本マニュアルの役割」に、根拠法令を追加いたしました。
	3 ページをご覧ください。
	「5 窓口支給 (1) ②」につきましては、課長の許可を得てとしていた部分を明確化し、許可の方法を追加しました。
	⑤につきましては、明確化するための「実際の領収日を正しく記載」に修正しました。
	4 ページをご覧ください。
	「6 現金の管理 (1) ⑥」では、確認方法をより明確化するため、確認書類などを追加しました。
	「8 不適切な事務処理の未然防止 (2)」では、手提げ金庫での保管を行わないと記載していた部分が、手提げ金庫以外の保管を容認するかのような表記だったため、支給した保護費の預かりや返還金の預かり、その他私金の預かりを行わないと修正いたしました。
	その他事務の流れに合わせた修正を加えております。
	説明は以上でございます。
吉野委員長	
92	はい。ありがとうございました。
	これも前回ですかね、こちらの方からいろいろあったかと思えますけれども、委員の皆さんの方から何かご覧になってご意見等ございますか。
	よろしいですか。大丈夫ですか。
	はい。いずれも委員会の方から指摘させていただいたことを反映いただいたと理解しました。どちらにしましても、お金の扱いですので、適正にこのマニュアルに則っているということ以外にも適正に行っていたいただければというふうに思います。

吉野委員長 93	<p>よろしいですかね。はい。</p> <p>それでは続いて、資料番号 14-1-5 になります。これは特別監査の関係に対する改善状況の報告表ということになります。最新版ということになるのでしょうか。福祉課より説明をお願いいたします。</p>
保護係長 94	<p>14-1-4 特別監査に対する改善状況報告表でございますが、毎月、群馬県に報告させていただいている 2 月 28 日現在の本市の状況になります。既に、毎月、桐生市のホームページでも公表しており、今後も公表してまいります。</p>
95	<p>当月の改善した部分につきましては、赤字で記載しております。</p> <p>2 月は先ほど記載した相談受付票や生活保護費支給マニュアルの改正の他、事務研究会 2 月での重点項目として、「廃止ケースに関すること」の是正改善内容を確認し、日々の対応に問題がないことを確認しました。また、桐生市教育委員会主催の人権教育講演会に生活保護関係職員 5 人で参加しました。説明は以上になります。</p>
96	<p>すいません。いえ、先ほど 14-1-4 で申したんですが、14-1-5 でした。すいませんでした。</p>
吉野委員長 97	<p>はい。ありがとうございます。この改善状況の報告表ですけれども、こちらについては委員の皆さんの方からございますか。</p> <p>赤字の部分が複数ページに渡ってありますけど、それがそれぞれ最新の情報ということになりますかね。それは、まずよろしいですか。</p>
福祉課長 98	<p>はい。2 月に実施した部分が赤字というような形になっています。</p>
吉野委員長 99	<p>はい。それを前提にしますけれども、委員の皆さんの方から大丈夫ですか。よろしいですか。</p>
100	<p>先ほどの説明の中にありましたけれども、この改善状況については市民の皆さんに対して公表されているということで、今後も公表されるというようなお話がありました。</p> <p>これについて今後も公表されるというのは、何かここからここまでみたいな期限があるのでしょうか。</p>

福祉課長	
101	はい。現時点では、群馬県から毎月の改善状況を求められておりますので、それに合わせた公表というような形をとっております。
吉野委員長	
102	なるほど。
福祉課長	
103	今後はどうなるか、まだわかりませんが、当面はそういうような形で公表していきたいと考えております。
吉野委員長	
104	はい、わかりました。そうしますと、群馬県さんの指示に基づいて、今は公表されているようなことだろうというか、公表じゃない、ごめんなさい、改善状況を報告されているということで、その報告をする都度、市民の皆さんにも状況をお伝えするというので、お聞きしました。
105	そのような情報の公開というのは、とても大事なことだと思いますので引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。 委員の皆さんの方からもよろしいですか。
106	では、続きまして次の資料にまいりたいと思ひます。資料番号が 15-2 改になります。これは、私たち第三者委員会が行った事実聴取の結果でございます。前回の会議の場でも、一部ちょっと暫定の部分がありましたけれども、皆さんにお示しをした次第です。
107	前回から変わった部分について、少しご説明したいと思ひます。見開きに開いていただきまして、2 ページ目ですけれども、ここには事案 1 の聴取結果を載せております。
108	ただ、(2) のところですが、聴取した事実の概略に関しましては、委員会としての取りまとめを一応お示しはしたのですが、その件に関してのご了解得られませんでしたので、公表資料としては、発表できないということになりました。ご了解ください。その代わり、ケース記録から確認できる事実関係につきましては、きちんとお書きした次第でございます。

吉野委員長	
109	それから3ページ目、事案2ですけれども、こちらも同様のことがあります。事案の2の(2)番ですかね、その聴取した事実の概略のところ が非公表というふうになっております。
110	これにつきましても、当委員会からの取りまとめを示させていただいた のですが、ご了承いただけなかったということで非公表になります。
111	この関係でも、ケース記録から確認できる事柄につきましては、そこに 記載をさせていただいたということになります。
112	4ページ以下のところにつきましては、前回と同様のものになっており ます。そして、今回変わったところになりますと、この資料の最後の方 になります。
113	18ページになります。18ページからは、退職職員からの事実聴取につ いての聴取結果を掲載してあります。こちらにつきましては、退職され た幹部職員の方2名からお話を伺いました。
114	調査対象になっている5年間の期間において、福祉事務所の責任者の地 位にあった方々ということなので、どのくらい事情を把握されているか ということも含めて、追加調査をさせていただいたということになりま す。追加調査の1番につきましては、そこに端的に書かれておりますけ れども、申請権侵害の有無について、どのような認識があるのかとい うことを確認した次第であります。
115	結果の回答の概要としましては、そのようなことはなかったと思うとい う認識を示されている方がおられたというようなことが書かれておりま す。その他、その質問に関連しまして、それぞれ示された認識について 報告がされているということになります。
116	19ページには追加調査の2番というのがありまして、こちらについては 生活保護件数が減少しているという、あるいは減少率が高いということ について、どのような認識があるかということを質問させていただきました。

吉野委員長	
117	<p>こちらに関する認識としては、その19ページから20ページにかけて書かせていただきましたけれども、そのような認識を示されておりまして、例えばケースワークをきちんとやった結果であるとか、あるいは、リーマン・ショックの後ですかね、反社会的な方が生活保護を申請するというような事態があったようですが、そういったことが減ったのではないかというような認識、それから1人親世帯などについての認識が示されたということで報告をいたします。</p>
118	<p>まず、追加調査の3番ですけれども、これは境界層措置に関して、生活保護申請を却下するということになりますので、このあたりの運用状況についての認識を、お聞きしたということになります。</p>
119	<p>こちらにつきましてははですね、そこに関係しますけど、これ扶養の送金額の関係の問題があったわけですけれども、幹部の職員の方の認識としてはそういうことは、あり得ないというような認識が示されていたので、その旨を報告させていただいています。</p>
120	<p>追加調査の4番につきましては、金銭管理団体がございますので、この関係でお聞きをいたしました。結果につきましては、そこに書かせていただいた通りです。</p>
121	<p>追加調査の5番は事案1から事案3の各事案に関してですが、どのような認識を持たれているのかというのを、お聞きした次第です。 事案1、事案2、事案3、それぞれに関しての認識が示していただいたというふうに理解をしています。</p>
122	<p>追加調査の6番、これにつきましては今、当委員会が開かれていることも含めてですけれども、この生活保護事務自体がですね、関心事になって国家賠償請求訴訟まで提起されているということですので、そのあたりについて、どのような認識を持たれているのかというのをお聞きした次第であります。</p>

吉野委員長	
123	退職者の方の聴取内容につきましては、以上になります。
	退職者の方につきまして、基本的には応じるか応じないか、自由である状況の中ですね、なるべく応じていただきたいという、こちらの意向を汲み取っていただいて、参加していただいて、それぞれお話を聞いてきたということでは、大変ありがたいことだったと思っております。
124	読んでいただきますと、おわかりになるかもしれませんが、認識としては退職されているということもありますので、過去の事案をさかのぼるというところの限界点はあろうかと思いますが、これまで私たちが審議してきたところから受ける印象とは、違う認識を示されているのかなというのは感想としては思った次第であります。
125	責任者の立場におられた方々ですので、それぞれどのような認識だったのかというのは、今後ですね、この生活保護の事務を進めていく上では、必要な聴取だったというふうに思いますので、これは踏まえさせていただいた上で、報告書の中に反映させたいというふうに思っております。
126	この事情聴取の関係ですけれども、委員の皆様の方から、何か追加でお話いただくことございますか。
127	退職者の方と事案1、事案2の方ですけど、事案1と事案2はお話しましたね。退職された幹部職員の方の関係は、今私が申し上げた程度でよろしいですかね。
小竹副委員長	
128	退職された方についてなんですけども、そこの面談、聴取のときに、やはりこちらからお聞きしても明確に、ちょっと歯切れの悪いお答えをされる場面も実はありました。ですので、以前もちょっと申し上げましたけれども、やはり我々の立場からすると、そこまでが限界、追究していくというのは、なかなか私どもの立場上難しいところは、実はあったということも少し付け加えさせていただきます。

吉野委員長	
129	<p>事実聴取に対して、回答されている様子自体としては、それぞれの皆さんが、それぞれの認識をお話しいただいておりまして、一言で済ませるとか、そういう感じではなかったのは間違いないところではあります。</p>
130	<p>はい。この関係はそのようなところでよろしいですか、委員の皆さん。では、資料番号、次の方に移ります。資料番号が 15-3 になります。今度はちょっと横に、紙の読み方がちょっと横書きになりますけれども、第三者委員会に寄せられた情報提供の概要ということになります。</p>
131	<p>こちらにつきましては、今年ですね、今年の 1 月 6 日から 1 月 24 日という非常に限られた期間ではあったのですが、一般の情報提供を募るということで、当委員会の方でアンケートフォームのようなものを作成して、そちらにアクセスをしていただいて、情報提供いただくということになりました。</p>
132	<p>こちらにつきましてはですが、冒頭のところに書かせていただきましたが、寄せられた情報提供の内容については、元々匿名の情報ですので、第三者委員会としてその真偽の調査を経たというわけではないということはおあらかじめご了解ください。</p>
133	<p>また、短期間にもかかわらずですね、100 件を超える情報提供いただいたということに対して、当委員会としての感謝の気持ちをお伝えするためには、この寄せられた情報提供を何も公表しないでそのままにしておくというのは、なかなか難しいだろうというふうに、委員会として判断させていただきまして、提供いただいたものから、できる限り個人情報の特定に繋がる要素を抽象化しまして、今回の公表版というのを作成させていただいたということになります。</p>
134	<p>またですね、この表の見かたの話をさせていただきますけれども、1 枚目の枠の一番大きなところに、凡例というものを書きました。この後に寄せられる情報の中身を、もうちょっとわかりやすく分類しようと思ひまして、1 番から 7 番まで分類したことになります。</p>

吉野委員長	
135	1 番は情報提供された方の属性の分類です。属性をお聞きしているわけではないので、文面をお読みした中で、こうだろうというふうに判断したということになります。
136	それから、情報提供があった時期につきましては、これアンケートフォームで明確にお聞きしていますので、時期の部分については、その方の認識を反映したものということになっています。
137	3 番として書かせていただいているのは、生活保護相談や申請時に関する情報提供があった場合、3 番のところに記載がございます。ない場合には棒線が記載されています。
138	4 番は、生活保護受給中のケースワーカーの指導などに関する情報提供があるかないかということで、4 番のところに書かせていただいているものが、その趣旨ということになります。 その情報提供がないものは、棒線が引っ張ってあります。
139	それから 5 番ですけれども、これは生活保護の廃止に関する情報提供があった場合に、5 番のところに記載をさせていただきます。
140	6 番ですけれども、その他というのは、3、4、5 とは、ちょっと分類しきれない生活保護行政に関する情報提供があった場合には、6 番のところに記載してあります。
141	それから 7 番ですけれども、ここには具体的な福祉事務所の職員の方のお名前が情報提供されているものがありました。ありましたが、この資料内の実名での情報提供に関しましては、これ以上のことは公表できませんし、それから私ども委員会としても、桐生市にはお伝えしておりません。
142	私たち委員会のみが把握しているということになります。ただ、その情報提供があった方、寄せられた中に、実名の職員の名前が何件あったのかということについては、ここに書かせていただいております。

吉野委員長	
143	その凡例というところの右側のところに、3、4、5、6、7とすいません、文字が書いてありますけれども、先ほどお話した凡例の中の3番の情報提供があるものは、そこに3というふうに見ていくと書いてあって、4のところは同じように4番が4つ入っているというような形になります。
144	3、4、5、6、7の右の欄になりますけれども、職員の不適切な態度、あるいは、発言に関する情報提供があるというふうに、こちらの方で考えさせていただいたものについては、そこに丸印をつけさせていただいております、見ていただきますとそういったものが該当するだろうということを書かせていただいております。
145	それから、親族の扶養に関する情報提供があったものに関しては、その欄に丸をつけさせていただいております。
146	最後の欄ですけれども、これ金銭管理団体に関する情報提供があった場合には、そちらに丸をつけさせていただいたとなります。
147	通し番号で見っていきますけれども。一番左側のところは通し番号になりまして、1番から始まりまして115番まであります。前回、概数として118件と多分私申し上げたかもしれないんですが、正しくは115件であったということになります。
148	そして、22ページから23ページのところを見ていただきますと、わかりますが、通し番号でいきますと101番から115番ですけど、全て斜線になっています。これは読ませていただくと、同じ方が同一内容を複数の箇所に書かれていたり、あるいは、端的に申し上げると生活保護行政と異なる分野の、市政に関する情報提供が書かれていたりしたものがございました。
149	そういったものにつきましては、今回の私たちの所掌事務のところからは除かせていただいているので、斜線の形で、終わりに15件あるということになります。

吉野委員長	
150	<p>もう 1 回 1 ページに戻っていただいて、通し番号の右側に、時期ごとの件数というのが書かれております。これは 2 番の時期区分がありまして、古いものは 2012 年以前のもの、その次が 2013 年からの 5 年間、その後が 2018 年から 5 年間、そして最後は直近の部分というか、当委員会がもたれていた 2024 年、令和 6 年の部分ということになっています。</p>
151	<p>初めのところは、その令和 6 年の部分につきまして、書かせていただいています。令和 6 年に関わるものが時期ごとの件数をみますと、6 件寄せられているということになります。</p>
152	<p>その後ですけれども、2018 年から 2024 年 3 月頃ということになりまして、これは主に当委員会が資料に基づいて検証することができている 5 年間になります。</p>
153	<p>この 5 年分について寄せられた情報というのが、そこの通し番号でいくと 7 番から始まりまして、通し番号でいうと 72 番、16 ページのところがありまして、66 件寄せられたということです。</p>
154	<p>さらに、それよりも前の 5 年間につきましては、73 番からですが、これは一定の件数があるのですが、通し番号でいくと 97 番、22 ページのところまでで 25 件寄せられました。そして、2012 年より以前のものというところにつきましては、そこでの時期はさかのぼりませけれども、3 件あったというようなことになります。</p>
155	<p>そして、具体的な情報提供の中身につきましては、それぞれご覧いただければというふうには思いますけれども、生活保護の相談や申請に関する情報提供の部分、そして生活保護を受けている最中に関する部分、それから生活保護の停廃止に関する部分、それぞれいろいろな情報が寄せられております。</p>
156	<p>その中身、それぞれの真偽を追究するということは、情報提供の性質上、不可能ではありますけれども、そこに寄せられた情報の種類をこちらの委員会として分析するとですね、その職員の不適切な態度や発言に関するものというものが、かなりの数に寄せられているということは間違いないと思っています。</p>

吉野委員長	
157	<p>このような貴重な情報を寄せていただいたことに関して、改めて情報提供いただいた方に感謝をお伝えしたいと思いますし、また、この情報提供いただく前提として、その方の情報については漏らさないということをお約束をさせていただいておりますので、この内容については、ここに書かせていただいた以上のことは、委員会としてはちょっと皆さんにお伝えすることができないということをご了承いただきたいと思っております。</p>
158	<p>資料の説明は以上になりますが、この関係で委員の皆様の方から何かございますか。</p>
川原委員	
159	<p>冒頭、委員長の方からお話がありましたが、無記名の情報でありますので、おのずと一つ一つの信憑性については、限界があるという前提になります。ただ、短期間で100件を超える情報、そして我々4名の委員については、生の原文の情報を丁寧に一つ一つ読ませていただいて、本当に重く受け止めている部分であります。</p>
160	<p>最終的に委員長中心に、どこまでこれを公表するかという議論がありましたが、そういった非常に重たく受け止めているということに鑑みて、こういった形で情報公開をさせていただいたということになります。</p>
161	<p>ぜひ、市の方でもそれぞれの情報については、しっかり受けとめていただいて今後の改善に向けて、しっかりと受け止めていただければと思います。</p>
162	<p>私の感想ではもちろん、生活保護の利用者・家族からも意見が、多数ご覧の通り寄せられております。そういった中で、一般の市民の方、あるいは、一般市民の方は、たまたま窓口に行って生活保護ではないけれども、そういった対応を確認できた、大きな声を出すといったそういった情報もありますし、福祉関係者からも、そういった情報をいただいております。特に、市の職員からも、件数で言うとざっと見たところ、6件程度、市の職員からも情報があります。</p>

川原委員	
163	<p>例えば、11 ページの 49 番、市役所の職員ということで、保護係の職員による恫喝・罵声は日常茶飯事、誰も注意せず制止しなかった、自浄作用がないというのをはじめ、71 番から 72 番、16 ページですね、71 番、72 番も市の職員からで、71 番であれば、ケース会議のために保護課の職員を呼ぼうとしたが、こちらの課長から福祉部長に話をするように言われ、職員が大変だと思ってしまうような意見もありまして、こうした意見を鑑みると、ある程度、組織的に多くの方がこういった対応については、職員の方も認識されていたのかなというふうに思います。</p>
164	<p>ですから、組織全体としても、今後、福祉部局だけではなくて、市全体としても、深く重く受け止めていただいて対応を図っていただきたいという感想になります。よろしく申し上げます。</p>
吉野委員長	
165	<p>ありがとうございました。他の委員の皆さんで何かございますか。お願いします。</p>
小竹副委員長	
166	<p>はい。今のこの最終的な形での資料についてなんですけども、この資料に至るまでに議論というお話もありましたけれども、実際にもうちょっと縮約版を作りました。いくつかのパターンを試して、最終的にはこの辺りの解像度が限界かなというところで、これを出させていただいています。そういう意味でも、これ以上の情報提供厳しいというところは、ご了解いただきたいと思います。</p>
167	<p>そしてもう一つ今、川原委員の方からありましたけれども、職員の中から声が上がっているというところが、やっぱりポイントであると同時に、もう一つ気をつけなくちゃいけないのは、このどちらかの自治体のように、「誰が言ったのだろう」という犯人探しを始めてはまずい、ということも重々気をつけていただきたい。これは、市役所の方にも、ぜひ気をつけていただきたいということで、あってはならないことだと思います。以上でございます。</p>
吉野委員長	
168	<p>はい、ありがとうございました。よろしいですか。こちらの情報の中身がだいぶタイトになっておりますので、この場で目を全て通すのはなかなか難しいところもあるかと思えます。</p>

吉野委員長	
169	<p>ただ、私たちとするとですね、何て言いますか、お読みしていて、決していい気持ちにはなりませんでした。これは、言い方が正しいかどうかはわかりませんが、先ほどお話したように、真偽のほどというのは、全てこれはわからないところではあります。</p>
170	<p>わからないところではありますが、ただ類型化してみたときには、一定の傾向があるということは、私は間違いないのではないかというふうに思いまして、こういったものにつきまして、ある程度の情報を開示するということが、必要なことだと判断させていただいたというのが、委員会としての判断になります。</p>
171	<p>この点につきましては、このような形でよろしいですかね。 今、お示しました資料の関係で、全ての資料の説明は終わりになります。私たち委員会としての報告書のたたき台になるものは作成をさせていただきます。このたたき台になるものにつきまして、この後ちょっと委員とそれから福祉課の皆さんにはすいません、ご退席いただくこととなりますけれども、その他の皆さんと少し形式とか、あるいは内容のところとか、個人情報が出てくるかですね、そういったところをちょっと調整させていただきたいというふうに考えております。</p>
172	<p>事務局へすいません、あの、私から何か報告書をここで公表するとか、そういう話はしても大丈夫ですか。大丈夫ですか。はい。報告書につきましては、この後の非公開の場にはなりますけれども、委員会としての決議をさせていただいて、それに基づいて3月28日に、私たち委員会として桐生市長さんにご報告をさせていただくという機会を持たせていただくことになっております。</p>
173	<p>時間をお話していいですか。3月28日午後2時からということで予定をさせていただいているということを報告させていただきます。 それでは本日の公開の審議、ここまでということになります。よろしいでしょうか。委員の皆さん、大丈夫ですか。よろしいですね。 はい、それではここで一旦公開の部を終わりにしたいと思います。 事務局お願いします。</p>

事務局	
174	事務局より連絡事項です。先ほど委員長から報告がございましたが、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会の議事はこれで全て終了となります。
175	お問い合わせ事項がございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。
176	お問い合わせいただける時間は、平日 8 時 30 分から 5 時 15 分までになります。なお、事務局は人材育成課内に設置しておりますので、よろしくをお願いいたします。
177	本日の委員会の議事録は、桐生市のホームページにてご確認いただけます。準備にお時間をいただきますので、ご了承をお願いします。
178	報道関係者の方にご連絡です。 桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会傍聴要領第 12 条に基づき、委員長より報道関係者の方の質疑応答に関して、第 8 回委員会内においての許可を得ております。
179	只今より 15 分間になりますが、委員の皆様には質疑のある方は、挙手の上、指名をされた方より報道機関名をお伝えいただき、お話をお願いいたします。
180	なお、冒頭でもお伝えいたしましたが、撮影等に関しては、報道関係者席前方のポール内をお願いします。
181	また、今回は検証委員会の場でありますので、委員の方への質問とさせていただきます。質問の内容に関しても、本委員会の所掌事務に関する内容をお願いいたします。
182	質疑応答に関する部分は、議事録には掲載をいたしませんので、よろしくをお願いいたします。

事務局	
183	傍聴の皆様の中でご退席を希望される方は、傍聴札をお手数ですが、出入口におります事務局係員にお渡しをいただき、お忘れ物のないよう気をつけてお帰りください。
184	<p>それでは、ご質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(= 質疑応答 =)</p>
185	<p>これで第8回第三者委員会第1部を終了いたします。</p> <p>傍聴の皆様のご退室をお願いいたします。傍聴の皆様、どうぞお気をつけてお帰りください。</p>
186	<p>委員の皆様は第2部開始までお待ちください。</p> <p style="text-align: right;">(終)</p>